

第 9 回
十勝中央合併協議会
会 議 録

平成 1 6 年 8 月 2 7 日

十勝中央合併協議会

第9回十勝中央合併協議会

議事日程

第9回十勝中央合併協議会

(平成16年8月27日 13時58分 開会)

日程第1	開会	4分
日程第2	会議録署名委員の指名 (諸般の報告)	4分
日程第3	報告第20号 地域自治組織等小委員会の報告について	4分
日程第4	調整結果報告第1号 地方税の取扱いについて	5分
日程第5	調整結果報告第2号 国民健康保険事業の取扱いについて	6分
日程第6	協議第27号 使用料・手数料等の取扱いについて	7分
日程第7	協議第28号 介護保険事業の取扱いについて(提案・説明)	14分
日程第8	協議第29号 建設関係事業の取扱いについて(提案・説明)	17分
日程第9	協議第30号 下水道関係事業の取扱いについて(提案・説明)	20分
日程第10	第10回協議会の開催期日について	26分
日程第11	閉会	28分

会 議 録

第9回十勝中央合併協議会

1. 開催年月日 平成16年8月27日
2. 招集の場所 更別村社会福祉センター大ホール
3. 開会 8月27日 13時58分宣告
4. 応集委員 全委員
5. 出席委員 (30名)
会長 幕別町 岡田和夫
副会長 更別村 安村豊治 忠類村 遠藤清一
幕別町 西尾治 本保証喜 瀨上良明 佐々木芳男 多田順一
若原輝男 杉山勝彦 瀨上良明 吉村学 宮本真由美
更別村 江本信吉 渡辺春雄 本多芳宏 林中建夫 鈴木英治
徳尾進 西田勉 鈴木輝子
忠類村 邊見敏夫 杉坂達男 南山弘美 帰山孝夫 村上富二
小原喜久雄 加藤修治 森徹 菅野由紀子
6. 欠席委員 (3名)
更別村 赤津寛一郎 水口光浩
忠類村 齊藤順教
7. 遅参委員
忠類村 加藤修治
8. 幹事
幕別町 助役 西尾治 企画室長 金子隆司 総務部長 新屋敷清志
更別村 助役 江本信吉 総務課参事 真鍋清 総務課参事 笠原幸宏
忠類村 助役 邊見敏夫 総務課長 川島廣美 企画課長 水谷幸雄
9. 専門部会
幕別町 税務課長 久保雅昭(税務部会長)
農林課長 増子一馬(産業部会長)
生涯学習課長 長谷繁(教育部会)
農業委員会事務局長 長屋忠弘(農業委員会部会長)
更別村 住民生活課参事 村瀬泰伸(上下水道部会長)
忠類村 住民課長 中川正則(住民部会長)
保健福祉課長 米川伸宜(保健福祉部会長)
建設課長 吉田隆一(建設部会長)
10. 事務局
事務局長 金子隆司 事務局次長 阿部義昭 事務局次長 上野寛

総務広報班長 飯田晴義 総務広報班員 森範康 和田智旭
計画班長 原田雅則 計画班員 甲谷英司
調整班長 三好光幸 調整班員 細澤正典 前田貴広

11. 報告

報告第20号 地域自治組織等小委員会の報告について

12. 調整結果報告

調整結果報告第1号 地方税の取扱いについて

調整結果報告第2号 国民健康保険事業の取扱いについて

13. 協議

協議第27号 使用料・手数料等の取扱いについて

協議第28号 介護保険事業の取扱いについて（提案・説明）

協議第29号 建設関係事業の取扱いについて（提案・説明）

協議第30号 下水道関係事業の取扱いについて（提案・説明）

14. 会議録署名委員の指名

更別村 鈴木英治 徳尾進

15. 傍聴人 (4人)

議事の経過

(平成16年8月27日 13:58 開会)

[開会]

議長(岡田和夫) 定刻より若干、早いかと思いますけれども、始めたいと思います。
委員のみなさん方には、何かとお忙しい中にもかかわらず、第9回の協議会にご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

8月20日から始まりました住民説明会も、更別村、そして忠類村につきましては、すでに説明会が終了を致しました。現在、幕別町で開催されているところではありますが、これまでの参加者は、9会場で180人というふうにお聞きしております。

1カ所あたり、平均20名の参加を頂いているということではありますが、説明会で出されました住民のみなさんからのご意見・ご要望等につきましては、次回の協議会において、ご報告をさせて頂きたいというふうに考えております。

それでは、委員の半数以上の出席がありますので、規約第10条第1項の規定により、ただ今から、第9回十勝中央合併協議会を開会させて頂きます。

お手元の議事日程に従いまして、進めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

[会議録署名委員の指名]

議長(岡田和夫) 日程第2、「会議録署名委員の指名」を行います。

会議運営規程第6条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に更別村の鈴木委員、同じく徳尾委員を指名致します。

鈴木英治委員でございます。

[諸般の報告]

議長(岡田和夫) 事務局より諸般の報告を致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 更別村の赤津委員、水口委員、忠類村の齊藤委員から、欠席される旨、忠類村の加藤委員からは、遅参する旨のご連絡を頂いております。

以上でございます。

[報告第20号 地域自治組織等小委員会の報告について]

議長(岡田和夫) それでは、日程第3、報告第20号、「地域自治組織等小委員会の報告について」を議題と致します。

渡辺委員長から報告を頂きます。

委員長。

委員長（渡辺春雄） それでは、小委員会の報告をさせていただきます。

十勝中央合併協議会小委員会規程第9条の規定に基づき、「第4回地域自治組織等小委員会」の会議内容につきまして、議案書に従い報告を致します。

(1)及び(2)につきましては、8月10日、協議会終了後、幕別町札内福祉センターを会場に、委員12名中10名のご出席を頂き、午後4時15分から午後4時50分まで審議が行われました。

(3)の会議内容につきましては、『地域自治組織のあり方について』、意見交換を行うとともに、今後の小委員会の進め方等について確認をし、次回、小委員会におきまして、3町村の地域自治組織のあり方に対する考え方をもって、審議することとしたところであります。

以上、「第4回地域自治組織等小委員会」の報告とさせていただきます。

議長（岡田和夫） 委員長からの報告が終わりました。

ご意見、ご質問等がございましたら、お受け致します。

ご意見、ご質問、ありませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見、ご質問がございませんので、報告第20号は、報告のとおり、ご承認頂いたものと致します。

[調整結果報告第1号 地方税の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第4、調整結果報告第1号及び日程第5、調整結果報告第2号につきましては、協議会で決定されました調整方針に基づきまして、分科会・専門部会で調整し、幹事会で調整・決定をした結果の報告であります。

それでは、日程第4、調整結果報告第1号、「地方税の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長（金子隆司） 調整結果報告第1号、「地方税の取扱い」につきまして、ご説明申し上げます。

調整結果報告につきましては、本協議会において初めて提案させて頂く案件ではありますが、ただ今、議長よりお話しがありましたとおり、協議会で決定されました調整方針のうち、『合併時まで調整する』、あるいは『合併時に再編する』とされた事務事業につきましては、調整方針決定後、担当の分科会及び専門部会で詳細の検討を行っておりますが、それらのうち、今回、幹事会において2件の調整結果が決定されましたので、報告させて頂くものであります。

議案書の2ページをお開き下さい。

第4回協議会において決定されました「地方税の取扱いについて」にかかわります調整方針のうち、アンダーラインの部分につきましては、3ページの別紙のとおり、調整の結果をご報告致します。

3ページをご覧下さい。

個人町民税の普通徴収、固定資産税及び軽自動車税の納期につきましては、幕別町では、すべて税目が6、8、10、12月の同一月に、更別村、忠類村では、これらの税目が同一月に重ならないよう、各月に納期が設定されております。

調整の結果、新町におけます納期につきましては、道税である自動車税の納期が5月、国税である所得税の予定納税の納期が7月及び11月であり、国税、地方税全体からみて納税者が納めやすい納期であることに配慮するとともに、納付書及び督促状送付に要する費用を^{かんあん}勘案致しまして、個人町民税の普通徴収及び固定資産税の納期につきましては、

『第1期・6月16日から同月30日まで、

第2期・8月16日から同月31日まで、

第3期・10月16日から同月31日まで、

第4期・12月1日から同月25日まで』

また、軽自動車税の納期につきましては、

『6月16日から同月30日まで』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。

よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がございませんので、調整結果報告第1号、「地方税の取扱いについて」は、報告のとおり、承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、調整結果報告第1号は、報告のとおり、承認されました。

[調整結果報告第2号 国民健康保険事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第5、調整結果報告第2号、「国民健康保険事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

局長。

局長（金子隆司） 「調整結果報告第2号 国民健康保険事業の取扱いについて」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の4ページをお開き下さい。

第6回協議会において決定されました「国民健康保険事業の取扱いについて」にかかわります調整方針のうち、アンダーラインの部分につきまして、5ページの別紙のとおり、『4 国民健康保険税の納期については、合併時まで調整する。』につきまして、調整の結果をご報告を致します。

5ページをご覧下さい。

国民健康保険税の納期につきましては、幕別町で6期、更別村で4期、忠類村で3期となっております。

調整の結果、新町におけます納期につきましては、合併後における旧更別村及び忠類村住民の負担増に考慮を致しまして、

『第1期・6月16日から同月30日まで、
第2期・7月16日から同月31日まで、
第3期・8月16日から同月31日まで、
第4期・9月16日から同月30日まで、
第5期・10月16日から同月31日まで、
第6期・11月16日から同月30日まで、
第7期・12月1日から同月25日まで、
第8期・翌年1月16日から同月31日まで』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。

よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、ご意見がございませんので、調整結果報告第2号、「国民健康保険事業の取扱いについて」は、報告のとおり、承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、調整結果報告第2号は、報告のとおり、承認されました。

[協議第27号 使用料・手数料等の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第6、協議第27号につきましては、前回、提案・説明を致しておりますので、本日は協議に入らせて頂きます。

それでは、日程第6、協議第27号、「使用料・手数料等の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 27 号、「使用料・手数料等の取扱い」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 6 ページをお開き下さい。

本協議案件につきましては、第 8 回協議会におきまして、提案・説明させて頂いておりますことから、調整方針の朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

『 1 使用料については、次のとおり取り扱うものとする。ただし、新町における住民の一体性を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金並びに減免規定のあり方について、新町において引き続き検討する。

(1) 施設使用料については、施設の内容及び建設年度が異なることなどから、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、統一するよう調整する。

(2) 公営住宅使用料及び特定公共賃貸住宅使用料については、家賃の算定方法について、合併時まで再編する。

(3) 占用料、行政財産使用料については、幕別町の例により、合併時に統一する。

(4) 土木用機械使用料については、合併時に廃止する。

(5) 町営バス使用料については、合併時まで調整する。

(6) 幼稚園使用料については、現行のとおりとする。

2 手数料については、合併時に統一する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。

西田委員。

委員（西田勉） この、使用料・手数料のうちですね、1 番目の『施設使用料については、施設の内容及び建設年度が異なることなどから、原則として現行のとおりとする。ただし、同一または類似する施設の使用料については、統一するよう調整する』ということになっておましてね、更別村に、どこの町村にもありますけど、パークゴルフ場がありますね。

それが更別だけ有料なのですよね。ほかのお聞きしたところ、私の知る限りでは、幕別町と忠類村は無料なんですけどね、これは同一のものなのですよね、パークゴルフですから。ですから、これについてはですね、どのようにお考えになっているか、お聞きしたいのですがね、この有料化、無料化という問題ですね。

議長（岡田和夫） 事務局。

次長（阿部義昭） 本件、使用料・手数料等につきましては、多くの部会・分科会等にまたがっております関係もございましたので、事務局の方から、ご説明をさせていただきます。

使用料・手数料等につきましては、本来、同様の施設につきましては、統一することが望ましいということにつきましては、そのとおりと考えておりますが、それぞれの町村におきます施設につきましては、それぞれの、その設置されました経緯でありますとか、設備の内容、仮に広さも含めてでございますが、その建設の年度などにも差がございまして、その時点、その時点におきましての使用料の設定、仮に町村民の免除規定等も非常に複雑な部分がございます。

そういったことも含めまして、その統一というのが、今までの経緯も含めて、なかなか難しい点がございます。それを統一を行おうとした場合には、今までの経緯も含めまして、いろいろな精査、調整が必要と思われるところでございます。

今、お話しのございましたパークゴルフ場につきましてでございますが、お話しのとおり、3町村ともに、いくつも設置をされておりますが、その設置の経緯につきまして、幕別町、忠類村等におきましては、いわゆる公園的利用、土地の有効利用の部分からきたところもでございます。更別村の有料化されておりますパークゴルフ場につきましては、いわゆる専用の施設ということもございまして、そういう位置付け、経緯にも違いがあるところでございます。

お話しの有料、無料の点でございますけれども、今回、検討の中で、どちらかに合わせるべきという点についても、検討されたということでございますけれども、ほかの2町村、幕別町、忠類村におきますパークゴルフ場について、仮に有料化、更別村の施設と同様に有料化を図ろうとした場合、当然に住民の理解を得て、有料化を図るというかたちになるかと思っておりますけれども、それには相当の期間と、理解を得ることにも非常に難しい点があるのではないかと考えられるところです。

また、逆に、更別村のパークゴルフ場の有料化しております施設を無料化することにつきまして、現在、合併協議の中の基本的な観点としても取り入れさせて頂いております、受益と負担の適正化という観点からも、出てまいらると思うんですけれども、今日のこういう受益と負担適正化の流れからですね、現行、すでに有料化となっているものを無料化するということにも、難しい点があるのではないかと考えているところでございます。

以上のようなことから、ここにございますように、『現行のとおり』とするというかたちの中で、ご提案をさせて頂きまして、この調整方針の調整の内容でくくっております部分の中の1の使用料についての部分でございますが、『ただし、新町における住民の一体性を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から適正な料金並びに減免規定のあり方について、新町において引き続き検討する』と、こういう文面で記述を^{きじゆつ}させていって、ご提案させて頂いておりますけれども、この方針に基づきまして、こちら側と、提案側と致しましては、そのような考え方のもとにですね、当面、統一することについては難しいということでございますので、それを受けまして、新町において引き続き、その検討を続けて、統一を図るような

方向を詰めていきたいという、ご提案の内容でございます。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 西田委員。

委員（西田勉） 要するに、更別のパークゴルフ場については、今後とも有料であると、ほかの町村のパークゴルフ場は無料で大いにやりなさいと、これはちょっと納得いかないですよ、パークゴルフですから。

立派な施設の中にですね、いろんな大きな建物でですね、音楽やるとか、そういうものであれば、また別ですけどね。

パークゴルフというのは、あそこはそして今、公園内とおっしゃいましたけど、あれは更別村もどんぐり公園の中に入っているのではないですか、どんぐり公園と言っています私らはね。その、どんぐり公園の中にあるパークゴルフ場なんですよ。

ですから、公園の中にあるのは同じで、ただ、立派でないか立派であるかは、これは別ですよ。貧弱だって言われる所もあるでしょうし、更別に、大変ね、北海道でも1番でないかという立派なところもありますけど。立派か立派でないかは別なんです。

新しい町なんですから。新しい町でパークゴルフ場やるのに、更別の村民だけがですね、なぜ金を払ってやらなければならないのかと。これは一番批判を受けるもとなんですよ。

ですから、そんなにね、深刻にね、今後、協議するなんていう問題ではない。有料か、無料か、はっきりすればいいんですよ。無料なら無料でいいんですよ。だから、統一して欲しいということを言っている。全部有料にすれとも言ってないし、無料とも言っていない、統一をして下さいと。こういう、パークゴルフ場ひとつにですね、^{えんえん}延々と協議するという必要はないでしょう。

ですから、有料か、無料かということで、新しい町で統一して欲しいと、こういうことを言っている。だから、有料か、無料か、それ、どちらかはっきりして欲しいということ。

あくまでも新しい町ですね、町民が平等にですね、パークゴルフを楽しめるとい趣旨にやっぱり沿って^そもらわんきゃ困る。どうなんですか。

議長（岡田和夫） 今、お話しありましたように、パークゴルフ、それぞれの町がコースを設けて住民の皆さんに供用をしているわけでありますから、いろんな事情があって有料化、無料化ということが進められている、今日まできているのだろうというふうに思っています。

ただ、事務局からもお話しありましたように、今、この協議会の場で、即すべてが有料にすべきか、すべてを無料にすべきかという結論というのは、なかなか事務局段階だけでは出しづらいものもあるのだろうというふうに思っております。

そうしたことから、現状を踏まえた中で、新しい町の中で、統一していく方向で、

これから協議していくことがいいのではないかというのが、今回の調整方針だろうというふうに思っております。

私どもの町にも当然のことながら、^{はっしょう}発祥の地としての幕別町のパークゴルフ場を、いつまで無料にするんだという声もありますし、有料化すべきでないという声も当然あるわけですし、いろんな意見の中から一定の方向を見い出していかなければならない。

しかも、それを3町村合わせた中で、さらに統一をしていくということになりますと、また、いろいろな課題もあり、問題もあるんだらうというふうに思っております。今、この場で、あるいはこの協議会の場で、即一本化についてのまとめをするということは、なかなか難しいものがあるんだらうというふうに思っております。

おっしゃられるように、新しい町をつくるのだから、当然のことながら、同じ住民に同じような^{べんぎ}便宜を図る。そのことが一番望ましいということは、我々も承知はしておりますけども、今までの経緯やこれからのパークゴルフのあり方ということを考えてとなりますと、やはりいろんな住民のみなさんの意見をお聞きした中で対応していくということが、やっぱり大事でないかなというふうに、私どもとしては考えているところであります。

西田委員。

委員（西田勉） つまりあれですか。今の現行どおりで、更別の村民は従来どおりですね、金を払って遊べと。幕別さんと忠類さんの村民は、ただで自由に遊んで下さいということをお分続けられるというのかですね、それともですね、新しい町ができた時点ではですね、きちっと無料か、有料か、統一すると。

新町ができて何年も経ってからではだめなんですよ。新町ができるまでに決断をするか、どちらなんですか。

議長（岡田和夫） 村長、更別村の何か。

副会長（安村豊治） それじゃ。

議長（岡田和夫） はい。

副会長（安村豊治） 合併協議にあたってですね、やはり基本的な部分というのは、それぞれ3町村の事情がいろいろありますから、そういったその、でこぼこを調整するのが協議の場所だっているというふうに、私はそういうふうに認識しているわけですね。

従ってですね、一概に、事情があるということですから、一概にはそういうこちらのとおり合わせということには、なかなか言いづらいわけですありますが、今、こういう行政改革という中で、仮にですね、更別村が進んでいるというふうには申し上げませんが、行政改革を仮にやっている、先行している所が不利になってですね、そうでない所が有利になるということであっては、やはり全般のですね、部分では、やはり理解は得れないのではないかと、私はそういうふうに思っ

おります。

実は、行政改革の一環で、パークゴルフ場、2つありますけども、有料化にさせて頂きました。ただ、今、どんぐり公園の方はですね、経費が、54ホールという中で、標準以上にかかっているのかなというふうに思いますけども、有料化にしたわけでありませぬ。

もう1点はですね、これも難しいところなんですけども、3町村協議に入る原則の1つがですね、財政の健全化ということで、お話しをさせて頂き、また、ご理解を頂いたところであります。

従来、合併協に関してはですね、行政サービスは高いところに合わせると、住民負担は安いところに合わせると。これは、一般的な鉄則であります。そういったことがないとはですね、なかなか協議が成立しない、成就しないという、そういうことであります。

従ってですね、ここの部分につきましては、更別村の委員さんから提案があったわけでありませぬけども、この状況の中で、もうちょっとですね、私ども意見統一しておりませぬので、村長といひますか、委員の一人としてどうですかということになってきますと、すぐご返答はできかねるのかなと。

そんなふうに、そういう原則的なことからですね、関連してもですね、そういうことが言えるんではないかなと。

さらに、体育スポーツ等ですね、施設の有料化につきましても、私どもも、今、進めようというふうに思っているわけでありませぬから、そういったような諸々の^{もろもろ}齟齬^{そご}が出てくると。

そういう中ですね、どういうふうに、例えば、更別の住民に対して説明をしていったらいいのかと、非常に懸念^{けんねん}される部分であります。

もう少しですね、慎重に、時間が得れるものであればですね、ご検討頂ければと、私の立場から、そんなふうに思います。

議長（岡田和夫） 西田委員。

委員（西田勉） 今、地元の村長さんと喧嘩^{けんか}しても仕方ないですからね。

私の方としてですね、このパークゴルフというみなさんにですね、親しまれているスポーツをですね、片方がですね、有料で、片方は無料ということは、これはね、住民感情としては、やはり許されないというふうに私は考えます。

更別の村民がですね、少しいいゴルフ場だから金を取るというだけで済まされる問題でないですしね。

ですから、この問題につきましてはですね、私の方としては、あくまでも統一をしてくれというお話しをしているんですから、有料か、無料か、どちらかに統一をしてくれと。

またですね、1つの考え方としてはですね、3町村の1つずつですね、1番いい

パークゴルフ場をですね、それを有料化してですね、大きなイベントはそこでしか行わないというようなシステムを作ってですね、そこだけ有料にするという方法も、また、あるかもしれません。これは私の単なる思いつきですけども。

そういうふうにしてですね、いずれにしましてもですね、新しい町がですね、^{ほっそく}発足するまでにですね、このパークゴルフ場の問題については、非常にこの、住民も感心を持っておりますんでですね、結論を出して頂きたいと。このように考えるんですけど、どうですか。

議長（岡田和夫） 今、言っているのは、当面は現行どおりとしながらも、同一の施設については、将来的には統一していくことが望ましいであろうということの調整案であります。

ただ、これは、今、パークゴルフに限ってのお話があったわけでありましてけども、当然のことながら、パークゴルフ、いわゆる軽スポーツ、いろんな同種のスポーツ、あるいは体育施設などの利用施設の一環^{いっかん}であろうというふうに思っておりますんで、そういったものを含めた中で、いわゆる使用料を、あるいは手数料の見直し、あるいは改正ということを進めていかなければならないのであらうと思っております。

従いまして、パークゴルフ、1つのみだけとって、これを合併時までには有料か無料かを決めてしまう。そのことだけではなくて、やはり全体的な使用料、そして体育施設、あるいは文化施設、いろんな公共施設の使用料についての見直しを進めなければならないのだらうというふうに思っておりますし、また、パークゴルフ場の有料化については、これは他町村でも、いろいろな事例が現実にあるわけでありましてから、当然、私どもの町、今の状況の中でも検討は進めているわけでありましてから、なお、^{えいせい}鋭意取り組みを進めていきたいというふうには思っております。

委員（西田勉） 確かに先ほどですね、更別の村長さんがおっしゃったようにですね、財政的な面からいえば、有料化すると。また、反面ですね、住民サービスということになれば無料というような問題が起きてくると思うんですけどもね。

いずれにしましても、私が申し上げているのはですね、少なくとも、新しい町になった以上は、この文章によりまして、『類似する施設の使用料については統一する』という見解をきちっとお出しになっていらっしゃるのですから、新しい町ができるまでにですね、統一見解をきちっとお出しして頂きたいということなんです。

議長（岡田和夫） ほかにございませんか。

（原案賛成の声あり）

議長（岡田和夫） よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、他にご意見がないようでありますので、協議第27号、「使用料・手数料等の取扱いについて」は、原案のとおり、決定することに、ご異

議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、協議第 27 号は、原案のとおり、決定されました。

[協議第 28 号 介護保険事業の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 次に、日程第 7、協議第 28 号並びに日程第 9、協議第 30 号までの 3 協議項目につきましては、本日は提案・説明とし、次回に協議を致したいと思いをします。

それでは、日程第 7、協議第 28 号、「介護保険事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第 28 号、「介護保険事業の取扱い」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は 7 ページ、資料は 1 ページからになります。

まず、資料の 1 ページをご覧ください。

介護保険事業計画につきましては、3 町村ともに、同一計画期間をもちまして策定しております。

調整の具体的内容と致しましては、『平成 18 年度からの次期計画を新町において策定する。ただし、次期計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。』と、するものであります。

2 ページをご覧ください。

第 1 号被保険者の介護保険料のうち、保険料率の基準月額につきましては、幕別町が 2,950 円、更別村が 3,550 円、忠類村が 2,934 円と定められております。

普通徴収の納期につきましては、3 町村ともに 4 期ですが、更別村と忠類村が同一の納期となっております。

調整の具体的内容と致しましては、『第 1 号被保険者の介護保険料については、合併する年度は現行のとおり新町に引き継ぐものとし、次期介護保険事業計画に基づき平成 18 年度に統一する。』、『介護保険料の普通徴収の納期については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統合する。』と、するものであります。

3 ページをご覧ください。

介護保険料減免制度につきましては、忠類村において、65 歳以上の高齢者のみの世帯に属する第 1 号被保険者で、一定の収入要件に該当する方を対象に、保険料を減免する制度を実施しております。

調整の具体的内容と致しましては、『事業のあり方について、合併時まで調整

する。』と、するものであります。

4ページをご覧ください。

介護保険利用者負担軽減制度のうち、国の制度に基づく事業につきましては、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業は、3町村ともに、同じ内容で実施しております。

社会福祉法人等による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業につきましては、幕別町及び忠類村が同じ内容で実施しております。

離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業は、忠類村のみで実施しております。

調整の具体的内容と致しましては、忠類村が国の制度に基づく事業をすべて実施しておりますことから、『忠類村の例により、合併時に統合する。』と、するものであります。

5ページをご覧ください。

介護保険利用者負担軽減制度のうち、町村独自の制度につきましては、幕別町が訪問介護利用者に対する軽減措置事業を、更別村が介護保険サービス利用者負担額軽減事業を、忠類村が介護支援助成事業を実施しており、対象サービス、対象者、軽減または助成額に違いがあります。

調整の具体的内容と致しましては、『町村独自の制度については、合併時に再編する。』と、するものであります。

6ページをご覧ください。

居宅介護支援事業所につきましては、幕別町及び忠類村が直営で実施しておりますが、忠類村では休止状態にあります。一方、更別村では、社会福祉協議会が事業所の指定を受けて実施しております。

調整の具体的内容と致しましては、『合併時に再編する。』と、するものであります。

7ページから10ページにかけては、介護保険制度の概要について、掲載を致しております。

11ページ、12ページには、介護保険事業の取扱いに関する法令と致しまして、「介護保険法」の抜粋を載せております。

13ページ、14ページには、先進事例を載せております。

議案書の7ページをご覧ください。

調整方針と致しましては、

『1 介護保険事業計画については、平成18年度からの次期計画を新町において策定する。ただし、次期計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。

2 第1号被保険者の介護保険料については、合併する年度は現行のとおり新

町に引き継ぐものとし、次期介護保険事業計画に基づき平成 18 年度に統一する。

介護保険料の普通徴収の納期については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統合する。

3 介護保険料減免制度については、事業のあり方について、合併時まで調整する。

4 介護保険利用者負担軽減制度については、次の区分により調整する。

(1) 国の制度については、忠類村の例により、合併時に統合する。

(2) 町村独自の制度については、合併時に再編する。

5 居宅介護支援事業所については、合併時に再編する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 「介護保険事業の取扱いについて」の説明は、以上のとおりであります。

協議第 28 号の提案内容について、ご質問、ご意見等がありましたら、お受けを致します。

ご意見は、のちほどですね、質問を、お受け致します。

はい。

副会長（安村豊治） 次回協議ということでもありますから、ちょっとですね、今、特に介護保険のですね、居宅事業サービスの形態がそれぞれまちまちなわけですね。今、ここの 5 番目にあります居宅介護支援事業所、ケアプランの作成だというふうに思いますけども、これは、本村の場合は社会福祉協議会に委託をしてやっているということでもあります。

合併時に再編するというようなことでもありますから、仮にこういうかたちになってくると、やはり幕別さんのですね、かたちの中に合わさざるを得ないんだろうというふうに思いますけども、どのようなイメージをもってですね、合併時に再編するのか、もし、具体的な例があればですね、次期協議の参考のためにですね、お聞かせを頂きたいなというふうに思います。

議長（岡田和夫） 専門部会長。

保健福祉専門部会長（米川伸宜） 保健福祉専門部会長を務めております忠類村福祉課長の米川と申します。

私の方から、今の件につきまして、ご説明させて頂きたいと思います。

今、お話しのありました居宅介護支援事業所でございますが、通常、民間がサービスを行っております上に立つものとして、指導的役割を果たすのが町村における居宅介護支援の事業所だというふうに位置付けしておりますので、それらのサービスの調整を図ったり、指導的役割を果たすために、新町において居宅介護支援事業

所を設置する必要があるというふうに考えております。

お話しにもありましたが、忠類村では現在、介護支援事業所を休止しておりますが、新町においては、今、言ったような理由から、介護支援事業所の設置が必要だと、こういうふうに話し合われています。

副会長（安村豊治） イメージとしては、幕別町の今のやっているかたちになっていくということ、直営で。

議長（岡田和夫） 事務局長。

局長（金子隆司） 居宅介護支援事業所につきましては、今、専門部会長からのお話しのとおりだというふうに思います。

ただ、事業所は拠点施設となるというイメージからいきますと、専門部会でさらにこれから、どこが中心になるのかということは煮詰めていかなければなりませんけれども、機能的に、機能を分担するというようなことも1つの手法であろうかというふうに思います。

いずれに致しましても、この調整方針が通りました場合においては、さらに専門部会で、その辺のことを協議をして頂きたいというふうに思っているところでございます。

議長（岡田和夫） よろしいですか。

副会長（安村豊治） さらに、内部で検討させて頂きたいと思います。

議長（岡田和夫） ほかに、協議第28号の提案内容について、ご質問がありましたら、お受け致します。

ありませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、他にご質問がないようでありますので、協議につきましては、次回に行います。

[協議第29号 建設関係事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第8、協議第29号、「建設関係事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第29号、「建設関係事業の取扱い」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は8ページ、資料は15ページからになります。

まず、資料の15ページの方をご覧ください。

公的賃貸住宅等の供給計画につきましては、幕別町が平成21年までを計画期間とする「住宅マスタープラン」及び「幕別町公共賃貸住宅再生マスタープラン」を

策定しております。

民間住宅を含めた新町全域の住宅施策や公的住宅の整備拡充は、定住促進と住環境の向上を図る上で不可欠となりますことから、調整の具体的内容と致しましては、『住宅マスタープランを新町において策定する。幕別町公共賃貸住宅再生マスタープランは、現行のとおり新町に引き継ぎ運用する。ただし、新町において全域を対象とした新たな計画を策定する。』と、するものであります。

17 ページをご覧ください。

公営住宅等のうち、敷金につきましては、幕別町が入居時の2カ月分の家賃相当額を、更別村が連帯保証人のいない者のみ、入居時の3カ月分の家賃相当額を徴収しております。

共益費につきましては、幕別町が2階建て以上の住宅団地のうち、1団地のみ1戸あたり月額400円の定額を徴収しており、他の住宅団地は自治会の負担となっていることに対し、更別村及び忠類村は、共用部分の光熱費等を村が負担しております。

管理人制度につきましては、幕別町のみ、各住宅団地に1名の管理人を任命し、入居者との連絡事務等を行っております。

調整の具体的内容と致しましては、『敷金については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、現入居者から新たな徴収は行わない。共益費は、合併する年度の翌年度から入居者負担とする。管理人制度は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。』と、するものであります。

18 ページをご覧ください。

緑の基本計画につきましては、幕別町におきまして、平成32年度までを計画期間として策定されておりますが、町の区域を単位とする計画でありますことから、調整の具体的内容と致しましては、『新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。』と、するものであります。

都市計画マスタープランにつきましては、幕別町におきまして、平成32年度までを計画期間として策定されております。

現行の更別村及び忠類村の市街地形成の状況等から、都市計画区域の拡大または新たな指定を受ける可能性は低いことから、調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

19 ページをご覧ください。

都市計画区域につきましては、幕別町におきまして、その一部が都市計画区域に指定されておりますが、先ほどの都市計画マスタープランでもご説明しましたとおり、区域の拡大または新たな指定を受ける可能性は低いことから、調整の具体的内

容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

20 ページをご覧ください。

除排雪事業のうち、出勤基準につきましては、幕別町及び更別村が降雪 10cm 以上、忠類村が降雪 8 cm 以上となっております。

除排雪手法等につきましては、郊外地については 3 町村ともに、ほぼ同様の手法がとられておりますが、市街地の排雪の方法等に違いがあります。

市街地の車道につきましては、幕別町が除雪のあとに堆積状況に応じて、幹線道路、バス路線、交通量の特に多い路線のみ雪捨て場に排雪しておりますが、更別村では出勤ごとに雪捨て場へ排雪、忠類村では出勤ごとに一時堆積場に排雪致しております。

また、市街地の歩道につきましては、幕別町が幹線道路及び主要通学路のみの除雪を行い、堆積状況に応じて雪捨て場に排雪しておりますが、更別村では出勤ごとに雪捨て場へ排雪、忠類村では出勤ごとに一時堆積場に排雪致しております。

調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、地域性及び降雪量等の違いを考慮した上で、新たな除排雪手法等について、新町において調整する。なお、出勤基準は、幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。』と、するものであります。

21 ページ、22 ページにつきましては、先進事例を載せております。

議案書の 8 ページをご覧ください。

調整方針と致しましては、

『 1 公的賃貸住宅等の供給計画については、住宅マスタープランを新町において策定する。

幕別町公共賃貸住宅再生マスタープランは、現行のとおり新町に引き継ぎ運用する。ただし、新町において全域を対象とした新たな計画を策定する。

2 公営住宅等の敷金については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、現入居者から新たな徴収は行わない。

共益費は、合併する年度の翌年度から入居者負担とする。

管理人制度は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成 18 年 3 月 31 日をもって廃止する。

3 緑の基本計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。

4 都市計画マスタープランについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

5 都市計画区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

6 道路除排雪事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。た

だし、地域性及び降雪量等の違いを考慮した上で、新たな除排雪手法等について、新町において調整する。なお、出勤基準は、幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明につきましては、以上のとおりであります。

協議第 29 号、「建設関係事業の取扱いについて」の提案内容についてのご質問がございましたら、お受け致したいと思います。

よろしいでしょうか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご質問がないようでありますので、協議につきましては、次回に行います。

[協議第 30 号 下水道関係事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 9、協議第 30 号、「下水道関係事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 30 号、「下水道関係事業の取扱い」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は 9 ページ、資料は 25 ページからになります。

まず、資料の 25 ページをご覧ください。

下水道事業につきましては、幕別町では、公共下水道事業及び流域関連公共下水道事業を、更別村では、特定環境保全公共下水道事業及び上更別地区農業集落排水事業を、忠類村では、忠類地区農業集落排水事業を、それぞれ実施しております。

調整の具体的内容と致しましては、『現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

26 ページをご覧ください。

下水道受益者負担金（分担金）につきましては、幕別町と更別村で徴収していますが、幕別町におきましては、公共下水道事業及び流域関連公共下水道事業を対象に、土地の面積 1 m²あたり 380 円で、供用開始公告の翌年度に賦課^{ふか}しており、徴収は 5 年間の分割納付^{ぶんかつ}となっております。

更別村におきましては、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業を対象に、公共枡^{こうきょうます} 1 基または建物 1 戸あたり 7 万円を、排水設備の接続があった翌年度に賦課しており、徴収は 2 年間の分割納付となっております。

負担金（分担金）の納期は、ともに 4 期で、期日に違いがあります。

減免につきましては、幕別町が 6 項目の規定を、更別村が 2 項目の規定を定めて

おり、差異があります。

忠類村については、分担金を徴収しておりませんが、分担金の徴収を新町に拡大することとした場合には、周知期間を確保する必要があります。

調整の具体的内容と致しましては、

『次の区分により調整する。ただし、合併前に決定した負担金（分担金）については、新町に引き継ぐものとする。

(1) 公共下水道事業、流域関連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業地域の負担金（分担金）の額及び賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

(2) 農業集落排水事業地域の負担金の額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に統一する。

(3) 農業集落排水事業地域の負担金の賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に再編する。

(4) 各事業に係る負担金（分担金）の徴収及び減免については、幕別町の例により、合併時に再編する。』と、するものであります。

28 ページをご覧ください。

下水道使用料につきましては、幕別町におきまして、消費税別で一般用が 10 m³まで 1,160 円、10 m³を超える 1 m³につき 117 円、公衆浴場が 100 m³まで 2,912 円、100 m³を超える 1 m³につき 30 円となっております。

更別村におきましては、消費税込みで一般用が 10 m³まで 1,400 円、10 m³を超える 1 m³につき 140 円となっております。

忠類村におきましては、消費税込みで一般用が 8 m³まで 1,300 円、8 m³を超える 1 m³につき 140 円、団体用が 20 m³まで 3,300 円、20 m³を超える 1 m³につき 140 円となっております。

使用水量の認定につきましては、の水道水以外の水を家事のみに使用する場合で、測定し得る機器が設置されていないときの認定基準に差異があります。

賦課につきましては、3 町村ともに、使用料は 1 月ごとに賦課となっておりますが、月の使用日数が 1 月に満たない場合の料金の算定方法に差異があります。

徴収につきましては、3 町村ともに、使用水量を決定した日の属する月の翌月として、幕別町が末日、更別村が 25 日、忠類村が 21 日を納期としております。

減免につきましては、3 町村ともに、公益上その他特別の事情があると認めるときとなっております。

調整の具体的内容と致しましては、

『次の区分により調整する。

- (1) 使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成 19 年度に統一する。
- (2) 使用水量の認定及び賦課については、使用料の設定に合わせて、平成 19 年度に再編する。
- (3) 徴収については、幕別町の例により、合併時に統合する。
- (4) 減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

30 ページをご覧ください。

下水道占用料につきましては、幕別町においてのみ設定されております。

調整の具体的内容と致しましては、『幕別町の例により、合併時に統一する。』と、するものであります。

下水道資金貸付制度につきましては、3 町村ともに制度がありますが、貸付対象につきましては、幕別町と更別村がほぼ同一の内容となっているのに対し、忠類村は下水道補助制度による補助金の交付を受けた工事についても対象としている点で差異があります。

また、貸付限度額につきましても、3 町村ともに 1 戸につき 2 基まで無利子で貸付可能となっておりますが、幕別町及び忠類村が 1 基につき 50 万円、更別村が 1 基につき 60 万円となっており、これに伴い償還期間にも差異があります。

調整の具体的内容と致しましては、『更別村の例により、合併時に統合する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

31 ページをご覧ください。

下水道補助制度につきましては、3 町村ともに制度がありますが、補助対象については、幕別町と更別村がほぼ同一の内容となっておりまして、忠類村は貸付制度による融資を受けた工事についても対象としている点で差異があります。

補助金額につきましては、幕別町では、2 基までを限度に改造する便器 1 基につき 4 万円、更別村では、1 戸につき供用開始の公示後 1 年未満は 5 万円、1 年以上 2 年未満 4 万円、2 年以上 3 年未満 3 万円、忠類村では、通常の補助として 1 戸につき 10 万円以内、さらに特例の補助として、排水設備改造資金の融資を受けていない場合は 1 戸につき 3 万円以内、1 戸につき壁面線^{へきめんせん}までの距離が 30m を超える場合は、その超えた分の工事費の全額を通常の補助に上乘せしております。

調整の具体的内容と致しましては、『更別村の例により、合併時に統合する。』と、するものであります。

32 ページをご覧ください。

個別排水処理施設受益者分担金につきましては、幕別町と更別村で徴収しております。分担金の額は、幕別町では 5 人槽^{そう} 9 万 2,000 円から、41 から 50 人槽 86 万

2,000 円までの 9 段階、更別村では 5 人槽 11 万円から、11 から 20 人槽 26 万円までの 6 段階を設定しております。

賦課につきましては、幕別町では浄化槽を設置した年度、更別村では浄化槽を設置した翌年度となっております。

徴収については、幕別町では設置した翌月末日に一括納付、更別村は年 4 期で 5 年の分割納付となっております。

減免については、幕別町が 3 項目の規定を、更別村が 2 項目の規定を定めており、差異があります。

調整の具体的内容と致しましては、

『次の区分により調整する。ただし、合併前に決定した分担金については、新町に引き継ぐものとする。』

(1) 分担金の額については、次のとおり合併時に統一する。

- 5 人槽 92,000 円、
- 6 人槽 120,000 円、
- 7 人槽 140,000 円、
- 8 人槽 150,000 円、
- 10 人槽 180,000 円、
- 11 から 20 人槽 260,000 円、
- 21 から 30 人槽 513,000 円、
- 31 から 40 人槽 673,000 円、
- 41 から 50 人槽 862,000 円。

なお、この額は、2 町村で設定されております金額の各人槽に応じ、低い方の金額としたものであります。

(2) 賦課については、更別村の例により、合併時に再編する。

(3) 徴収については、次のとおり合併時に再編する。

納付方法 分割納付 5 年、一括納付制度もあります。

- 納期 第 1 期・6 月 16 日から同月 30 日、
第 2 期・8 月 16 日から同月 31 日、
第 3 期・10 月 16 日から同月 31 日、
第 4 期・12 月 1 日から同月 25 日。

(4) 減免については、幕別町の例により、合併時に再編する。』と、するものであります。

35 ページをご覧ください。

個別排水処理施設使用料につきましては、3 町村ともに、人槽に応じて、消費税込みの月額料金を定めておりますが、幕別町では、5 人槽 2,600 円から、41 人から 50 人槽 1 万 3,600 円までの 9 段階、更別村では、5 人槽 4,000 円から、11 人から

20人槽6,000円までの6段階、忠類村では、金額はいずれも2,560円で5人槽、7人槽、10人槽の3段階となっております。

賦課については、幕別町及び忠類村では、供用開始月から賦課し、月の中途から開始した場合の規定があるのに対し、更別村では、供用開始月の翌月からの賦課となっております。

徴収については、納期が幕別町では毎月30日、更別村では毎月25日、忠類村では毎月月末となっております。

減免につきましては、3町村ともに、公益上その他特別の理由があるときと規定されておりますが、更別村では、浄化槽を無償譲渡した者に対する平成18年度までの使用料の一部を、忠類村では、マンホールポンプ使用者に対する使用料の一部について減免を適用致しております。

調整の具体的内容と致しましては、

『次の区分により調整する。

- (1) 使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し統一する。
- (2) 賦課については、使用料の設定に合わせて、幕別町及び忠類村の例により、平成19年度に統合する。
- (3) 徴収については、忠類村の例により、合併時に統合する。
- (4) 減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するもの

のであります。

36ページをご覧ください。

個別排水処理施設資金貸付制度につきましては、3町村ともに制度がありますが、貸付対象につきましては、排水設備の設置時期にそれぞれ差異があるほか、忠類村では下水道の他の補助制度による補助金の交付を受けた工事についても対象としている点で差異があります。

また、貸付限度額につきましては、3町村ともに1戸につき2基まで無利子で貸付可能となっておりますが、幕別町及び忠類村が1基につき50万円、更別村が1基につき60万円、これに伴い償還期間にも差異があります。

調整の具体的内容と致しましては、『更別村の例により、合併時に統合する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

37ページをご覧ください。

個別排水処理施設補助制度につきましては、幕別町と忠類村に制度がありますが、補助対象については、排水設備の設置時期にそれぞれ差異があるほか、忠類村では貸付制度による融資を受けた工事についても対象としている点で差異があります。

補助金額については、幕別町では、2基までを限度に改造する便器1基につき4万円、忠類村では、通常の補助として1戸につき10万円以内、さらに特例の補助として、排水設備改造資金の融資を受けていない場合は1戸につき3万円以内を通常の補助に上乗せしております。

調整の具体的内容と致しましては、

『次のとおり合併時に再編する。

補助対象 排水処理施設に接続するため、既設の便所を水洗式に改造、又は排水設備を設置するための工事で、設置後1年以内の工事を対象

補助金額 1戸につき 5万円』と、するものであります。

38 ページに、3町村の下水道等水洗化人口及び水洗化率を載せております。

39 ページに、一般家庭における下水道使用料管内市町村比較を、40 ページに、一般家庭における個別排水処理施設使用料の比較を載せております。

また、41 ページ、42 ページには先進事例を載せております。

議案書の9ページをお開き下さい。

調整方針と致しましては、

『1 下水道事業及び個別排水処理施設整備事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

2 下水道受益者負担金(分担金)については、次の区分により調整する。ただし、合併前に決定した負担金(分担金)については、新町に引き継ぐものとする。

(1) 公共下水道事業、流域関連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業地域の負担金(分担金)の額及び賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

(2) 農業集落排水事業地域の分担金の額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に統一する。

(3) 農業集落排水事業地域の分担金の賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に再編する。

(4) 各事業に係る負担金(分担金)の徴収及び減免については、幕別町の例により、合併時に再編する。

3 個別排水処理施設受益者負担金については、次の区分により調整する。ただし、合併前に決定した負担金については、新町に引き継ぐものとする。

(1) 分担金の額については、合併時に統一する。

(2) 賦課については、更別村の例により、合併時に再編する。

(3) 徴収については、合併時に再編する。

- (4) 減免については、幕別町の例により、合併時に再編する。
- 4 下水道使用料については、次の区分により調整する。
- (1) 使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成 19 年度に統一する。
- (2) 使用水量の認定及び賦課については、使用料の設定に合わせて、平成 19 年度に再編する。
- (3) 徴収については、幕別町の例により、合併時に統合する。
- (4) 減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 5 個別排水処理施設使用料については、次の区分により調整する。
- (1) 使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成 19 年度以降 4 年度の経過措置により段階的に調整し統一する。
- (2) 賦課については、使用料の設定に合わせて、幕別町及び忠類村の例により、平成 19 年度に統合する。
- (3) 徴収については、忠類村の例により、合併時に統合する。
- (4) 減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 6 下水道占用料については、幕別町の例により、合併時に統一する。
- 7 下水道資金貸付制度及び個別排水処理施設資金貸付制度については、更別村の例により、合併時に統合する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。
- 8 下水道補助制度については、更別村の例により、合併時に統合する。
- 9 個別排水処理施設補助制度については、合併時に再編する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明につきましては、以上のとおりであります。

協議第 30 号、「下水道関係事業の取扱いについて」の提案内容について、ご質問がございましたら、お受け致します。

よろしいですか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご質問がないようでありますので、協議につきましては、次回に行います。

[第 10 回協議会の開催期日について]

議長（岡田和夫） 日程第 10、「第 10 回協議会の開催期日」につきましては、お手元の日程表にありますように、9 月 17 日、金曜日、午後 2 時から、忠類村コミュニティセンターで開催を致します。

会議の開催案内につきましては、後日、文書にて、お知らせを致しますので、よろしく願いを申し上げます。

この際、委員のみなさま方から何かございましたら、お受け致したいと思いますが、ございませんでしょうか。

安村副会長。

副会長(安村豊治) 会議の進め方についての確認でありますけども、当初はですね、やはり全会一致というのが望ましいというようなかたちで進んで、そういう確認できたと思います。そういう考え方でよろしいのかどうかということですね。

それと、例えば、地方税の取扱いについて、調整結果報告というかたちで初めて出てまいりました。ここの部分についてはですね、この33名の本会議の中で、これは議論する余地があるのかないのかですね、これも本会議の発足当時にですね、それぞれ課題になったことであります。

こういったことについてですね、例えば、期日も迫っておりますから、前回こうであったからこうだということは申し上げたくはございませんけども、やはりですね、私の村では、やはり調整方針がわかりづらいという声が非常に多く出てきているわけであります。

従って、やはり限られた期間内でやるということであれば、全会一致というのは非常に、やはり難しいという部分がありますので、これも当初にお話しをしたと思いますけど、やはり多数決の原則で、これは決めていかなければですね、あたかも全会一致で決まったようなかたちの、やはりそういう印象を与えかねない。そのことが、やはり本村にとっては非常に大きな課題であるということ、ちょっと申し上げたい。

私の今、申し上げましたことはですね、別に答弁はおりません。次回の幹事会などでですね、ひとつ、また、再度、話題提供していきますので、その中で十分ご議論を賜りたいと、そんなふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 今、言ったのは、この法定協議会のことを言っているんですか。

副会長(安村豊治) はい、そうです。

それと、今日初めて聞きました調整結果報告第1号ですか、そういう部分についての、これから、例えば、小委員会あたりでもですね、^{しもん}諮問・^{とうしん}答申かということなことがございまして、当然、何らかのかたちで報告が出てくると思います。そのときにですね、この本会議でどれだけ関与できるのかということだと思えます。

そういったことを、きちっと明確にしておかないと、それぞれ誤解を招くのではないかということ、申し上げさせて頂いたところでございます。

議長(岡田和夫) 本会議で、この協議会は全会一致を原則とすると。ただし、表決の場合は、3分の2以上の賛成をもって表決をするというのは、会議規則の中では

謳^{うた}われておりますから、何か、全会一致でない場合には、そういった手法を進めていくということになっていくのだろうというふうには思っております。

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

[閉会]

議長(岡田和夫) それでは、以上をもちまして、第9回の十勝中央合併協議会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

15:06 閉会

議事の経過は協議会事務局で作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成16年9月14日

議長(会長)

岡田 和夫

署名委員

徳尾 進

署名委員

鈴木 英治